

広島市指令企総第 号
令和 年 月 日

様

広島市長 松井 一實
(企画総務局総務課)

行政財産使用不許可決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました本市行政財産の使用については、審査した結果、下記理由により行政財産使用について不許可とすることを決定しましたので通知します。

記

行政財産使用不許可とする理由

この決定について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に広島市長に審査請求することができます。